

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百六十号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和三年十月一日から適用する。

令和三年九月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 削除</p> <p>七～三十一 (略)</p> <p>三十二 削除</p> <p>三十三～四十六 (略)</p> <p>四十七 削除</p> <p>四十八～七十四 (略)</p> <p>七十五 遺伝子パネル検査による遺伝性網膜ジストロフィーの遺伝子診断 遺伝性網膜ジストロフィー</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 C型肝炎ウイルスに起因する肝硬変に対する自己骨髄細胞投与療法 C型肝炎ウイルスに起因する肝硬変(Child-Pugh分類による点数が七点以上のものであって、従来の治療法(肝移植術を除く。)ではその治療に係る効果が認められないものに限る。)</p> <p>七～三十一 (略)</p> <p>三十二 ヒドロキシクロロキン療法 関節リウマチ(既存の合成抗リウマチ薬による治療でDAS28が二・六未満を達成できないものに限る。)</p> <p>三十三～四十六 (略)</p> <p>四十七 マルチプレックス遺伝子パネル検査 難治性固形がん(ステージがⅢ期若しくはⅣ期で手術が不能なもの又は治療後に再発したものであって、治療法が存在しないもの又は従来の治療法が終了しているもの若しくは従来の治療法が終了予定のものに限り、肉腫を除く。)</p> <p>四十八～七十四 (略)</p> <p>(新設)</p>